

免許番号 区第1号

漁場の位置 神戸市須磨区若宮町須磨浦通地先

漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

ア 北緯34度37.93分、東経135度7.87分

イ 北緯34度37.72分、東経135度6.56分

ウ 北緯34度38.28分、東経135度6.30分

エ 北緯34度38.31分、東経135度6.35分

オ 北緯34度38.33分、東経135度6.78分

カ 北緯34度38.40分、東経135度7.30分

キ 北緯34度38.39分、東経135度7.76分

ク 北緯34度38.29分、東経135度7.76分

ケ 北緯34度38.29分、東経135度7.87分

垂水区

神戸市

須磨区

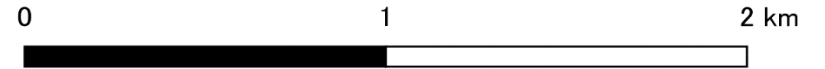
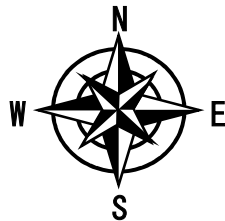
妙法寺川

長田区

須磨浦通

須磨港

須磨  
海づり公園



令和5年9月1日 免許

区第1号

1	表 示				表示 番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第1種区画漁業 のり・わかめ養殖業 のり養殖業にあつては9月10日から5月10日まで、わかめ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで					
	主な漁獲物						
	漁業の時期						
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。						
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項
1	神戸市垂水区平磯三丁目1番10号 神戸市漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第1号		摘 要	